

3 歳未満養育特例の概要と手続方法

1 概要

この特例は、3歳未満の子を養育する組合員が共済組合に申出をした場合、子が3歳になるまでの間に標準報酬月額が下がった場合でも、将来受け取る年金額算定における標準報酬月額は下がらないよう保障するものです。

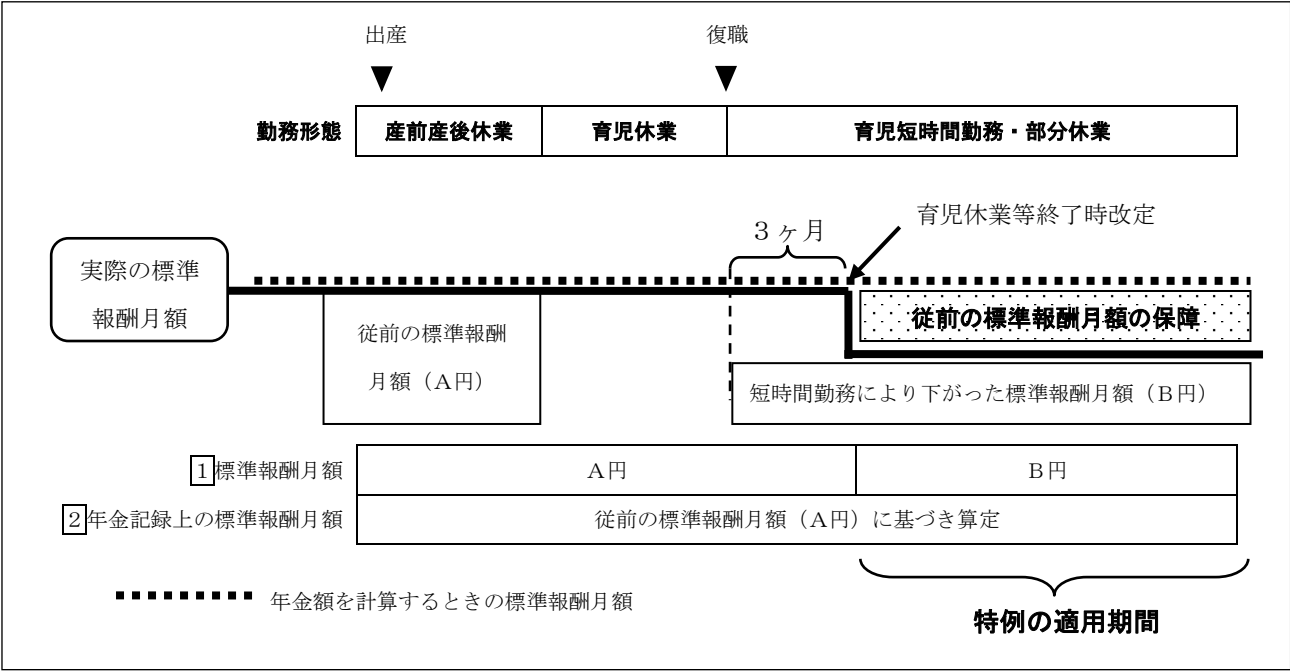
2 対象となる方

平成27年10月以後において3歳未満の子（平成24年11月1日以降生まれ）を養育（同居）している組合員

- ・子は養子を含みます。また、子を被扶養者として認定していなくても申出できます。ただし、同居していることが条件です。
- ・組合員の性別は問いません。

3 特例の効果

下図の例のとおり、子を養育する前の標準報酬月額（A円）と比べて、1のように復職後の標準報酬月額（B円）の方が下回った場合でも、申出によって2のように年金額の算定では高い方の額（A円）が保障されます。



※上記は育児休業から復帰後に育児短時間勤務等により標準報酬月額が下がる場合の例ですが、その他の理由で標準報酬月額が下がった場合（時間外手当、通勤手当の減少等）でも、特例を受けることができます。

4 手続方法

「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を申出書裏面に記載の添付書類とともに、年金グループへ提出してください。

【提出時期】

子の養育開始日以降に提出してください。なお、産前産後休業または育児休業の掛金免除期間がある方は、その期間終了後に提出してください（掛金免除期間中はこの特例は適用できないため）。

申出は2年間遡って適用することが可能です。

【特例の終了時】

この申出に係る子が3歳に到達する前に以下の事由に該当したときは、「3歳未満の子を養育しない旨の申出書」に年金グループへ提出してください。

- ・次に生まれた子を養育することとなったとき
- ・育児休業または次に生まれた子の産前産後休業を理由とする掛金免除期間を開始したとき
- ・この申出に係る子が死亡したとき、または養育（同居）しなくなったとき

※子の3歳到達、組合員の退職による特例終了のときは提出不要です。